



23太総 第347号

平成23年12月19日

太宰府市議会議長 大田 勝義 様

太宰府市長 井上保廣



再 議 書

平成23年太宰府市議会第4回（12月）定例会において、平成23年12月19日に修正議決された、「太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する紛争防止条例の制定について」は、次の理由により異議があるため、地方自治法第176条第1項の規定に基づき、再議に付する。

理 由

「太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する紛争防止条例」の制定については以下の点について異議がある。

- 1 携帯電話基地局の問題については、「太宰府市携帯電話基地局設置にかかる住民紛争等の防止に向けた実施方針」を定め、これにより対応することを決定しており、電波法をはじめとする法令等に基づき設置運営されている携帯電話基地局に対して、この実施方針以外に条例を制定する必要はないものと考える。
- 2 本条例の制定により、携帯電話基地局の整備に支障をきたすことが想定され、携帯電話を使用する多くの市民の通信の利益を害する恐れがあるとともに、年間700万人を超える来訪者の携帯電話使用にも影響を及ぼす恐れがあると考える。
特に、携帯電話が高齢者や子供たちの安全確認や119番・110番などの緊急時の連絡手段、また、災害時の非常通報手段として利用されおり、携帯電話が円滑に使用できる環境を整備することは住民福祉の向上や安全・安心のまちづくりというという観点からも重要であると考える。